



佐賀県公報

平成17年
7月20日
(水曜日)
第 12632号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(県民協働課)	1
○建設業の許可の取消処分	(建設・技術課)	1
○大和町小川東土地区画整理事業の事業計画変更の認可	(まちづくり推進課)	2
○開発行為に関する工事の完了	("	2
○ "	("	2
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	2
○久保泉土地改良区営土地改良事業計画変更決定	("	2
○県営中尾上地区土地改良事業計画変更決定	("	2
○県営金立北部地区土地改良事業の工事は了	("	2
○県営帆柱地区土地改良事業の工事は了	("	2
選挙管理委員会事項		
○選挙管理委員会の招集	(中 区・二丁)	2

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年9月8日までさが元気ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあつた年月日

平成17年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人 海外教育推進協力機構

(2) 代表者の氏名 山崎 三男

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀郡大和町久池井2595番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、募金活動の実施や国際協力をこころざす人々に対する支援事業を通して、海外における児童の教育を受ける機会を保障あるいは推進し、国際親善の奉仕に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分（同項第4号に該当するものに限る。）を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古 川 康

処分をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあつた年月日
平成17年6月2日	有限会社報徳重機商工 神埼郡東脊振村石動2029番地3	大隈 則男 佐賀県知事許可 (般-12) 第6510号	土木一式工業に関する一般建設業の許可	平成17年5月26日
平成17年6月6日	株式会社松尾組 藤津郡塩田町五町田甲33256番地1	松尾 正幸 佐賀県知事許可 (般-14) 第7215号	土木一式工業、舗装工業、しゅんせつ工業及び水道施設工業に関する一般建設業の許可	平成17年5月30日

平成17年 6月8日	株式会社創建 唐津市和多田先石6 番38号	村上 伸 佐賀県知事許可 (般-16) 第10172号	消防施設工事業に 関する一般建設業 の許可	平成17年6月 1日
平成17年 6月10日	株式会社宝本建設 鳥栖市西新町1428番 地72	宝本 安春 佐賀県知事許可 (般-13) 第6845号	管工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年6月 1日
平成17年 6月10日	服巻建設株式会社 小城市小城町273番 地22	服巻 芳史 佐賀県知事許可 (特-17) 第9421号	造園工事業に関する 特定建設業の許 可	平成17年6月 1日
平成17年 6月14日	園田建設株式会社 神埼郡神埼町尾崎20 74番地3	園田 幸男 佐賀県知事許可 (特-15) 第8397号	造園工事業に関する 特定建設業の許 可	平成17年6月 1日
平成17年 6月14日	有限会社共栄建設 唐津市鏡4393番地2	横内 悟 佐賀県知事許可 (般-15) 第10001号	管工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年6月 6日
平成17年 6月22日	有限会社広橋建材工 業 杵島郡白石町大字福 吉1852番地6	広橋 要 佐賀県知事許可 (般-14) 第4064号	建築一式工事業及 びとび・土工工事 業に関する一般建 設業の許可	平成17年6月 9日
平成17年 6月22日	木下建設株式会社 鹿島市大字納富分281 番地1	木下 辰男 佐賀県知事許可 (特-14) 第8006号	舗装工事業及び防 水工事業に関する 特定建設業の許可	平成17年6月 1日
平成17年 6月29日	有限会社田口建材 唐津市鏡2530番地	田口 孝一 佐賀県知事許可 (般-12) 第2328号	屋根工事業に関する 一般建設業の許 可	平成17年6月 21日

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、大和

町小川東土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 組合の名称

大和町小川東土地区画整理組合

2 事務所の所在地

佐賀郡大和町大字久池井621番地

3 設立認可年月日

平成12年9月29日

4 事業施行期間

平成12年9月29日から平成18年3月31日まで

5 施行地区

佐賀郡大和町大字久池井字三本柳及び字四本柳の各一部並びに大字金立字八本杉及び字九本杉

6 変更認可年月日

平成17年7月20日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古 川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

武雄市朝日町大字甘久字丁ノ坪1276番、1277番3、1277番4、1278番3、1279番3、1280番3、1281番、1283番、1284番、1285番1、1286番1、1287番から1290番まで、1300番4、1303番1、1307番1、1308番及び1311番1並びに字下牟田1340番1、1341番及び1342番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 武雄市朝日町大字甘久1331番地
 有限会社武雄ボウリングセンター

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡大和町大字久池井字一本松1527番3

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 佐賀郡大和町大字久池井1527番地9
 内田 好信

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、八ツ溝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	笠原 五男	多久市多久町1777番地3	平成17年3月31日退任
"	林田 辰久	" 2307番地	"
"	貝通丸 悟	" 5909番地1	"
"	陣内 和博	" 4234番地2	"
"	田代 純一	" 427番地	"
監事	江口 亨	" 1611番地5	"

"	山下 浩伸	" 2301番地	"
理事	陣内 和博	" 4234番地2	平成17年4月1日就任
"	笠原 五男	" 1777番地3	"
"	谷口 秋好	" 6518番地	"
"	小園 克司	" 2327番地2	"
"	田代 純一	" 427番地	"
監事	野中 敏昭	" 507番地1	"
"	永石 恒夫	" 1974番地4	"

佐賀市久保泉町大字下和泉2185番地4 久保泉土地改良区理事長 宮崎惣助から認可申請の久保泉土地改良区営土地改良事業(維持管理)の計画変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年9月1日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁囃町8番1号)に提出してください。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古川 康

- 縦覧に供する書類
久保泉土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書の写し
- 縦覧の期間
平成17年7月21日から平成17年8月17日まで
- 縦覧の場所
佐賀市役所

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第二十七号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十七年七月二十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

一 日時 平成十七年七月二十九日 午後五時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 委員長の選任について

(二) その他

県営土地改良事業(ため池等整備)中尾上地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成17年9月1日までに佐賀県佐賀中部農林事務所(郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1)に提出してください。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備)中尾上地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年7月21日から平成17年8月17日まで

3 縦覧の場所

多久市役所

平成13年3月16日県営土地改良事業(ほ場整備)金立北部地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年7月20日

佐賀県知事 古川 康

平成16年11月8日県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)帆柱地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年7月20日

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年七月二十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷